別記（第２条及び第８条関係）

１　支給対象者

下記の支給対象者に対して、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を１人につき３万円支給する。

1. 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金は、「平成28年度国頭村臨時福祉給付金支給事業実施概要」（以下「平成28年度実施要項」という。）の別記（支給対象者）の（１）から（３）までに定める平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者（平成28年度実施要項の（４）から（６）までの適用を受ける場合を含む。）のうち、２に掲げるいずれかの年金について平成28年４月分の受給がある者（同年５月分の受給のない者を除く。）又は同年５月分の受給がある者に支給する。
2. （１）の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた者には、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給しない。

２　対象となる年金

（１）　国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金

（２）　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金（障害等級が１級又は２級の年金に限る。）及び60年改正法附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法に基づく障害年金（職務上の事由によるものについては障害等級が１級から５級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が１級又は２級の年金に限る。）

（３）　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第６項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が１級又は２級の年金に限る。）

（４）　国家公務員など共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第３条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第３条及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の２の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が１級又は２級の年金に限る。）